

キャッシュレス・ポイント還元事業

(キャッシュレス・消費者還元事業)

中小・小規模店舗向け説明資料

令和元年9月
商務・サービスグループ
キャッシュレス推進室

キャッシュレス・ポイント還元事業（キャッシュレス・消費者還元事業）の概要

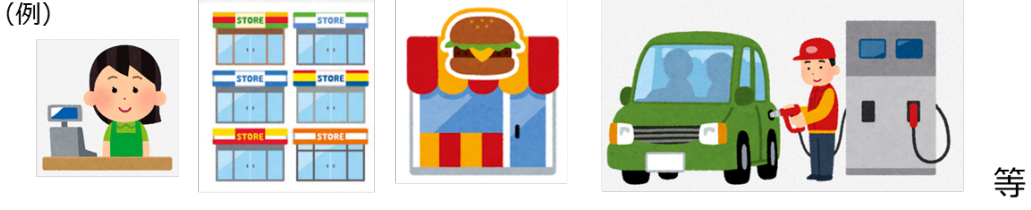
- 消費税率引上げ後の消費喚起とキャッシュレス推進の観点から、**10月1日**からオリンピック・パラリンピック直前の**2020年6月末までの9か月間**実施される**中小・小規模事業者向け**の支援制度です。
- 対象となる中小・小規模店舗は、キャッシュレス化するに当たり、**①決済手数料補助**（※）、**②端末補助**など支援が受けられます。また、**③キャッシュレスで支払った消費者へのポイント還元の原資**も国が負担します。

※ なお、期間後の決済手数料水準を含め、決済事業者の提供プランを一覧化。中小・小規模店舗が、各決済事業者のプランを比較検討できるように。

5%還元となるお店 ～中小・小規模の店舗～



2%還元となるお店 ～フランチャイズチェーン店舗、ガソリンスタンド～



ECサイトも対象



ポイント還元の支援内容

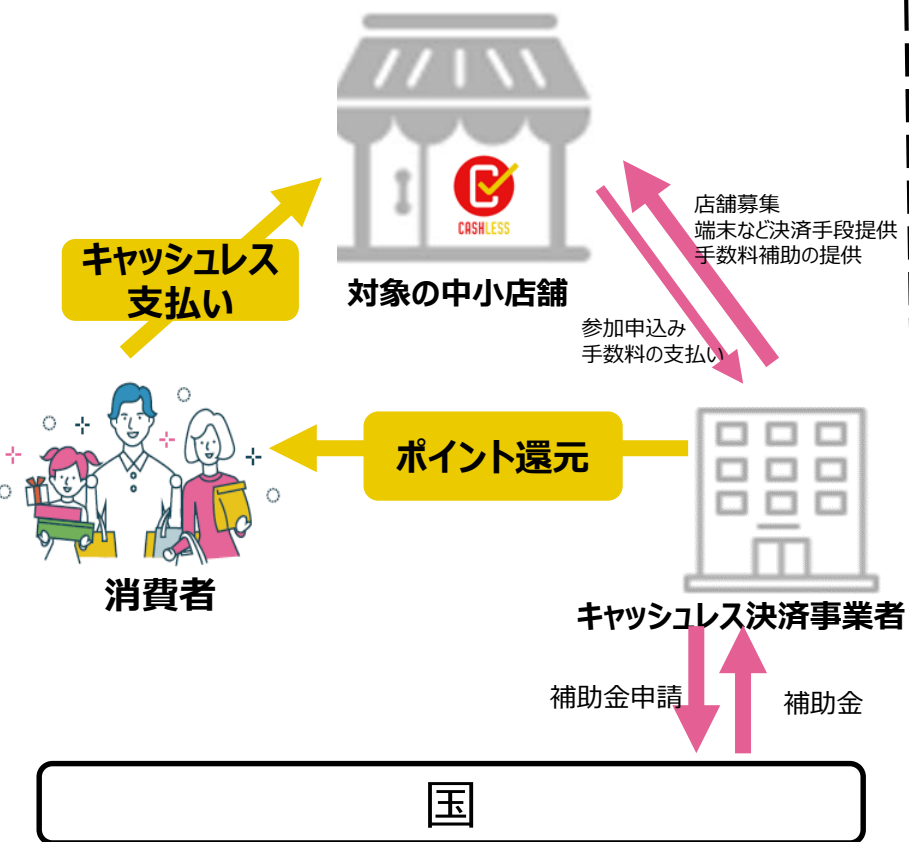
	加盟店手数料	決済端末	ポイント還元
中小・小規模事業者	実質 2.17%以下 (期間後の手数料は開示)	負担ゼロ	5%
フランチャイズチェーン ガソリンスタンドなど	×	×	2%

事業参加までの流れ

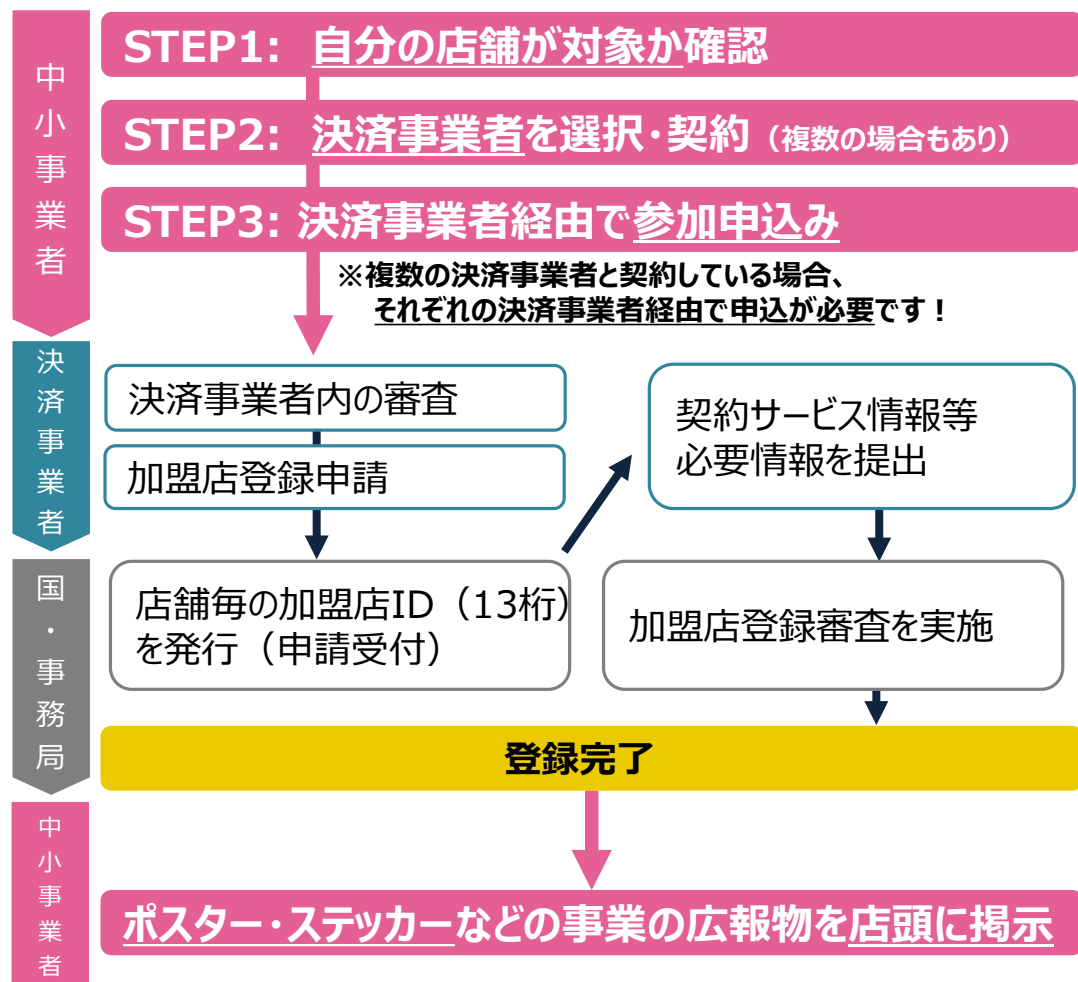
【キャッシュレス・ポイント還元事業】

- 中小店舗の本事業への参加申込みなどの手続きは、キャッシュレス決済事業者経由で実施します。
- 中小店舗は、①本事業の対象となる場合は、②選択した決済事業者経由で③参加を申込み（登録申請）。登録が完了したら送付されてくるポスターやステッカーなどを店頭に掲示し準備は完了。

制度の仕組み




事業参加までのステップ



STEP1: 対象になるかを確認

【キャッシュレス・ポイント還元事業】



- 本事業において**対象となる中小・小規模店舗の条件等**は、以下のとおりです。
- 自らの店舗が対象となるか相談したい場合は、 **0570-000655** (※) までお問い合わせを。



(IP電話等用) 042-303-4203

(※) 受付時間：平日10:00-18:00 (土日祝を除く)

対象となる中小・小規模事業者の主な条件

会社及び個人事業主の場合

業種分類	資本金の額 又は出資の総額	又は	常時使用する 従業員の数
製造業 その他	3億円以下	又は	300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5000万円以下		50人以下
サービス業	5000万円以下		100人以下

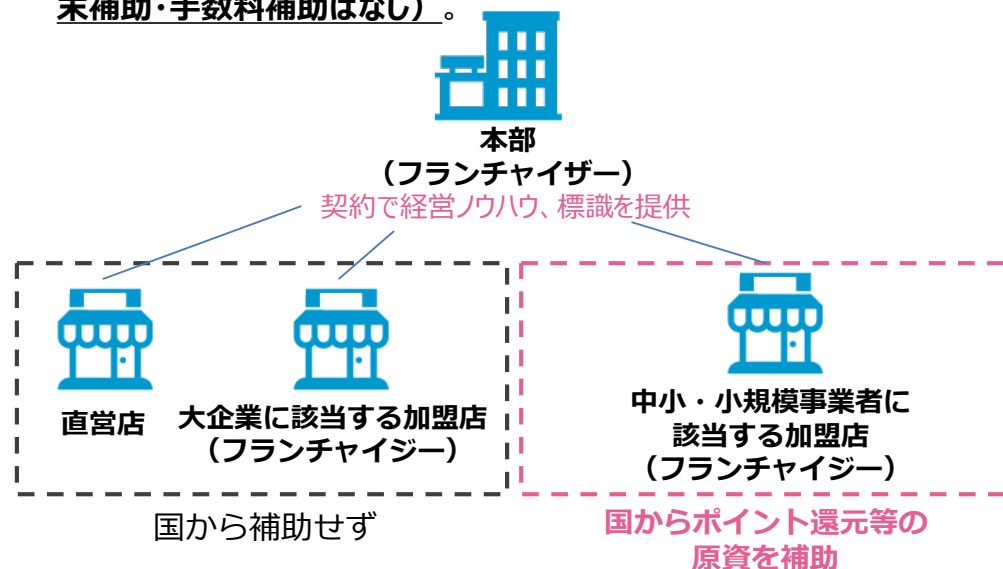
上記を満たしていても、確定している（申告済みの）直近**過去3年分**の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が**15億円を超える中小・小規模事業者**は補助の**対象外**（租税特別措置法で本年4月から同様の措置が適用）。

(注)

- 1) 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下とする。
- 2) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は本事業の登録の対象外とする。
- 3) 事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合は、申請時点にさかのぼって本事業の登録の対象外とする。
- 4) 事業協同組合、商工組合等の中小企業団体、農業協同組合、消費生活協同組合等の各種組合は補助の対象とする。
- 5) 一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、特定非営利活動法人は、その主たる業種に記載の中小・小規模事業者と同一の従業員規模以下である場合、補助の対象とする。

フランチャイズチェーン/ガソリンスタンドの考え方

- フランチャイズチェーン等については、**中小・小規模事業者に該当する加盟店についてのみ**、国から**ポイント還元等（2%分）の原資を補助（端末補助・手数料補助はなし）**。



補助の対象外となる業種・取引

業種	●国、地方公共団体、公共法人 ●金融商品取引業者、金融機関、信用協同組合、信用保証協会、信託会社、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、仮想通貨交換業者 ●風営法上の風俗営業（※一部例外（注）を除く）等 ●保険医療機関、保険薬局、介護サービス事業者、社会福祉事業、更生保護事業を行う事業者 ●学校、専修学校等 ●暴対法上の暴力団等に関する事業者 ●宗教法人 ●保税売店 ●法人格のない任意団体 ●その他、本事業の目的・趣旨から適切でない
取引	●有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等（商品券、プリペイドカード等） ●自動車（新車・中古車）の販売 ●新築住宅の販売 ●当せん金付証券（宝くじ）等の公営ギャンブル ●収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い ●給与、賃金、寄付金等 ●その他、本事業の目的・趣旨から適切でない

(注) ①旅館業法上の許可を受け旅館業を営む事業者、②食品衛生法上の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理を的確に行うことについて組合の指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者

STEP2: 決済事業者を選ぶ

【キャッシュレス・ポイント還元事業】



- 各決済事業者が提供するプラン（手数料、入金タイミング、対応端末など）は、本事業のホームページで検索可能。詳細情報は各決済事業者の問い合わせ窓口へ。
- ホームページでの調べ方・決済事業者の比較などを相談をしたい場合は地域サポート事務局へ。

ホームページで各決済事業者のプランを確認

- 各決済事業者毎の決済手数料（期間中、期間後）や入金タイミング、対応可能な決済端末などをホームページで確認
- 更に詳細情報が知りたい場合は、ホームページに掲載されている各決済事業者の「問い合わせ窓口」に電話で確認

決済手数料		入金のタイミング	
還元実施期間中 (10月～6月)	～3.25%	回数	複数回
還元期間終了後 (7月以降)	継続	回数	2回
還元実施期間前 ※新規の場合 (4月～9月)	相対交渉にて決定した水準	振込手数料	弊社にて負担させていただきます
期間中に追加的に発生する費用		期間中に追加的に発生する費用	
決済端末補助の対象外費用 (POS運搬費用、故障修理費用、通信費、ルータ、サーバ、等)：(契約による)		決済端末補助の対象外費用 (POS運搬費用、故障修理費用、通信費、ルータ、サーバ、等)：(契約による)	
期間終了後に発生する費用			
端末関連費用 (POS運搬費用、故障修理費用、等)：(契約による)		通信関連費用 (通信費、ルータ、サーバ、等)：(契約による)	
対応可能なブランド/サービス			
クレジットカード VISA・Mastercard			
電子マネー ID・nanaco・WAON・楽天Edy・交通系IC			
QRコード			
その他 J-Debit			

対応可能な決済端末



JT-C06シリーズ
JT-C06A00000/JT-C06L00000

JT-C16シリーズ
JT-C16U00000



CT-5100シリーズ
CT-5100-A210-IC01他

AT-2300シリーズ
AT-2300



地域毎のサポート事務局に相談

- 「ホームページの見方が分からない」「地域毎の決済事業者情報が知りたい」といった場合は、地域サポート事務局へ相談

ポイント還元事務局 地域サポート事務局名	対象都道府県	電話番号
北海道サポート事務局	北海道	011-252-7887
東北サポート事務局	青森県/秋田県/岩手県/山形県/ 宮城県/福島県	022-796-6460
関東サポート事務局	茨城県/栃木県/群馬県/埼玉県/ 千葉県/東京都/神奈川県/新潟県/ 山梨県/長野県/静岡県	03-3551-2629
中部サポート事務局	愛知県/岐阜県/三重県/富山県/ 石川県	052-963-3917
近畿サポート事務局	福井県/滋賀県/京都府/ 大阪府/兵庫県/奈良県/和歌山県	06-6262-2951
中国サポート事務局	岡山県/広島県/鳥取県/島根県/ 山口県	082-509-2716
四国サポート事務局	香川県/徳島県/愛媛県/高知県	087-873-2101
九州サポート事務局	福岡県/佐賀県/熊本県/長崎県/ 大分県/宮崎県/鹿児島県	092-753-6990
沖縄サポート事務局	沖縄県	098-861-6055

(参考) 主な決済事業者【キャッシュレス・ポイント還元事業】

- キャッシュレス・ポイント還元事業では、クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイド）、QRコードなど、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段が**広く対象**となります。
- 具体的な**対象決済手段**はこちらで確認ください。→ <https://cashless.go.jp/consumer/branches-typeA.html>

<クレジットカード>

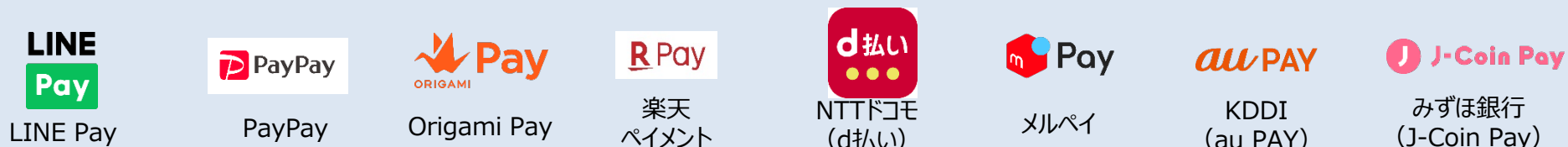


<電子マネー（交通系）>



※ (株) 名古屋交通開発機構発行のmanaca、TOICA、はやかけんについてはポイント制度無し。

<QRコード>



<決済代行>



<電子マネー（交通系以外）>



STEP3: 決済事業者経由で参加を申し込む【キャッシュレス・ポイント還元事業】



- 決済事業者経由で加盟店登録を申請してください。
- なお、複数の決済事業者と契約している場合は、それぞれの決済事業者経由で申請が必要です)。最初に申請した決済事業者経由で発行した加盟店IDを、他の決済事業者にも共有してください(同一の店舗でありながら複数のID発行をした場合、名寄せができず、表示上の支障が生じる可能性があります)
- 加盟店登録申請の際に、決済事業者から、申請情報の第三者提供への同意や開業届・納税証明書等の営業の実態を確認できる書面の提出を求められる場合があります。また、個人事業主の方は、営業の実態を確認できる書面の提出が必ず求められます。

申込時に必要な情報・書類の例

営業実態の確認書として認められる書面の例

開業届

確定申告書※

納税証明書

業種に係る許可証・免許証

※ 税務署の受付印付き、もしくは国税電子申告・納税システム(e-Tax)の申告書類と受信記録(写)が必要

業種に係る許可証・免許証の例

業種・業態	許可証・免許証
飲食店等	● 飲食店営業許可
獣医師	● 獣医師免許証
ペットショップ	● 動物取扱業登録証(販売)
ペットホテル	● 動物取扱業登録証(保管)
美容室・ まつ毛エクステ	● 美容所の開設確認済証または証明書 ● 美容師免許
ヘアエクステ	● 美容所の開設確認済証または証明書
タクシー	● 一般乗用旅客自動車運送事業許可証 ● 一般乗用旅客自動車運送事業の許可等に付した期限の変更等通知書 ● 一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡授受申請に係わる証明書

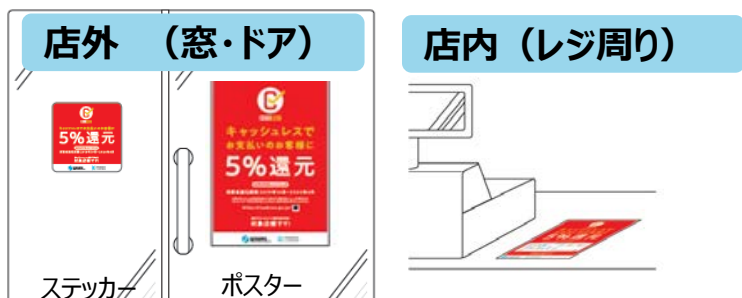
業種・業態	許可証・免許証
運転代行	● 運転代行業者認定証番号
古物を扱う店舗	● 古物商許可
設計・インテリアデザイン	● 建築士免許
酒屋・リカーショップ	● 酒類販売業免許
自動車修理工場	● 運輸局の発行する認証書
不動産	● 宅地建物取引業者免許証
ガソリンスタンド	● 揮発油販売業登録許可証 ● 生産揮発油品質維持計画認定書
宿泊施設	● 旅館業法に基づく営業許可証
民泊施設	● 住宅宿泊事業届出書、及び届出が受理されたことが確認できる書類 (届出受理通知メール、等)

加盟店登録が完了したら

- 登録審査完了すると、ポスターやステッカーなどの**店頭用広報キット**が各店舗に届きます。**消費者が視認できる場所に掲示**してください。また、**本事業のホームページ**や**地図アプリ**でも**店舗情報**（店舗名、住所、電話番号、還元率、対象決済手段等）が**掲載**されるようになります。

※同一の店舗でありながら、複数のIDを発行して登録をした場合地、図上で複数の店舗として表示される可能性があります。

①店頭に広報キットを掲示



※店舗によっては、背景色が水色のものもあり

②地図上で対象店舗として表示

ウェブ上の地図機能



地図アプリ



※9月中下旬に公表

<ステッカー>



還元率（5%か2%）

<ポスター>



※イメージ

店舗毎の対象決済手段が掲載

申請受付について

- 10月1日以降も2020年4月末まで申請を受け付けます。

注) なお、9月6日までに決済事業者が必要情報を不備なく提出した対象店舗であれば、10月1日から開始いただけますが、間に合わなかった場合は、10月1日から開始できない場合があります。

お問い合わせ先



ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け
(キャッシュレス・消費者還元事業)

 0570-000655
(IP電話等用) 042-303-4203

受付
時間

平日10:00～18:00(土・日・祝日を除く)

※上記の受付時間外は自動音声対応となります。

事業ホームページ

<https://cashless.go.jp/>



— ご注意ください!! —



口座番号を電話でお聞きすることはありません。
情報の取扱いにはご注意ください！